

広島県告示第千七百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和三年十二月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和三年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

津口国兼線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
世羅郡世羅町大字賀茂字高鉢山一〇六八五番一 地先から 世羅郡世羅町大字賀茂字日野原一五八四番一 地先まで 世羅郡世羅町大字賀茂字高鉢山一〇六八五番一 地先から 世羅郡世羅町大字賀茂字日野原一五八一 番三 地先まで	旧	二・八〇〇〇五 ・五〇〇〇 一五・〇〇〇〇 四八・八〇〇〇	一四二五・〇〇 〇 一七二二・〇〇 〇	
世羅郡世羅町大字賀茂字高鉢山一〇六八五番一 地先から 世羅郡世羅町大字賀茂字日野原一五八一 番三 地先まで	新	一五・〇〇〇〇 四八・八〇〇〇	一七二二・〇〇 〇	ダブルウェイ解除 不用物件一 四〇〇・〇 メートル